

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国道2号垂水地区東舞子工区（下り線）電線共同溝委託工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 日野 雅仁 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11
契約締結日	令和 2年 7月15日
契約の相手方の氏名及び住所	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 関西事業部 大阪府大阪市淀川区新高三丁目2番6号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥41,350,100-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥41,350,100-
随意契約によることとした理由	<p>本作業は、東舞子電線共同溝事業において、既設の地下埋設設備（以下「既存ストック」と呼ぶ）の改修等を行うものである。</p> <p>本件については、無電柱化事業を促進するため、近畿地方整備局長と電線管理者との「無電柱化における設備工事等に関する協定書」（平成26年9月29日付）は、電線管理者に電線共同溝管路などの作業を委託できるものとしている。また、既存ストックの活用に関する作業として、「無電柱化における既存ストックの有効活用を図るための固定資産の譲渡及び電線共同溝工事等に関する協定書」（平成27年3月30日付け）に基づき、委託契約できるものとしている。</p> <p>当該工事については、西日本電信電話（株）及びNTTコミュニケーションズ（株）より譲渡を受けた地下埋設設備であり、電線管理者が供用中の人孔を開閉する必要があることや、電線管理者において供用中のケーブルの安全を確保するとともに、設備事故等緊急時にネットワーク構成を踏まえた迅速な対応ができる体制が必要となることから、責任を持って人孔に接続する部分の作業ができる者は当該電線管理者しかいない。</p> <p>以上により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）と委託契約を行うものである。</p> <p>随意契約する根拠法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号</p>
備 考	